

専門学校の入学金不返還条項に対する 差止請求

NPO法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)弁護士 錦見壽紘

1 はじめに

当団体に対し、専門学校に合格後、入学金及び授業料を支払った後に入学の辞退をすると、支払ったものは一切返還できないと言われたという消費者からの情報提供がありました。

このような情報提供をきっかけとして、学校法人京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下、「本専門学校」）において、他校と比較しても高額な入学金（80万円ないし90万円）を定め、これを納入後は一律に返還しないと定めていることが判明しました。

そこで、当団体は、上記入学金不返還条項が消費者契約法（以下、「法」）第9条1項1号に違反している可能性があると考え、本専門学校に対し、令和6年5月15日、入学金の算定根拠を説明するように法12条の4に基づく要請を行いました。

これに対し、本専門学校から、入学手続に要する経費等の回収をする必要があるために徴収している旨の回答がありました。

しかし、本専門学校の入学金は不相当に高額であり、また、入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有していないと考えられたこと等から、当団体は、本専門学校に対し、令和6年8月5日、上記入学金不返還条項が法第9条1項1号に違反するものとして、その使用の停止を求める差止請求書を送付しました。

この結果、本専門学校からは、入学金不返還条項について検討し、入学金のうち40万円を超える部分については入学辞退者に対して返還することとし、ホームページ上で周知するとの対応が取られることとなりました。

しかし、本専門学校の説明では、入学金の具体的な内訳はなく、返還されないこととなる入学金の額も未だ高額であるため、現在も交渉を継続しています。

2 入学金不返還条項に関する裁判例

東京高裁令和5年4月18日判決（以下、「エーチーム判決」）において、①入学し得る地位の維持のために対価を支払うだけの価値があるか、②入学金が、授業料等に比して高額かという観点などから「大学の入学金の場合と同様に、入学時諸費用を本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員であるとみるには困難」であるとし、入学金不返還条項を無効と判断しました。

3 本専門学校のエーチーム判決の判示内容への該当性

(1) ①入学し得る地位の維持のために対価を支払うだけの価値があるかについて、本専門学校の入学者の実情が、9割以上が社会人経験者で定員に達していないこと等から受験生が併願受験をしており、受験者数が定員数を超えることが一般的である大学等とは異なり、本専門学校の受験者及び合格者は本専門学校のみを受験している者がほとんどであり、本専門学校においては定員に比して生徒数に余裕があります。よって、入学し得る地位の維持のために対価を支払うだけの価値があるとはいえません。

(2) ②入学金が、授業料等に比して高額かという観点について

本専門学校の鍼灸・マッサージ科及びマッサージ科の入学金は90万円ないし80万円とされており、年間授業料の約7割に相当する金額になっていました。そのため、授業料と比較しても著しく高額であるといえます。

(3) ③その他

本専門学校の入学金は、専任教職員等の報酬を含む、本専門学校で授業を受けること等の対価が含まれていることが明らかであり、入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有しておらず、実質的には、それ以外の授業料等に相当するものであるといえます。

(4) 以上より、本専門学校の入学金はエーチーム判決同様に、入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有しておらず、不返還条項については、無効であるといえます。